

譲渡制限株式は売れる！？

～企業防衛策の限界を再確認しましょう～



ご案内

～譲渡制限株式は「手続を踏めば」売れます～

譲渡制限株式をご存知ですか？

株式を売却する際に、会社の承認を要する株式を言います。

「うちの会社は非上場で、譲渡制限株式しか発行していないから、第三者に株式が渡ることはない！」という話を聞きますが、この認識は正しいのでしょうか？今回は「譲渡制限株式」を特集します。

会社法は「株式は売買できる」ことを前提に制度設計されています。
譲渡制限株式も例外ではありません。

★株式の譲渡手続★

① 新旧株主間での売買契約

○新旧株主が株式の売買契約締結



○新旧株主が共同して、
会社に譲渡承認を請求
(会社所定の様式を使って)



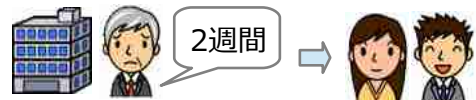
会社が譲渡を承認しない場合
→ 会社による買取りを請求可能！

② 譲渡承認手続

○会社は（株主総会等で）
譲渡を承認しないことを決定



○株主に通知 2週間以内の通知が必要
期間が過ぎると「譲渡承認と見做される。」



③ 会社による株式買取手続

○株主総会で
自社株式の買取を決議
(××さん買い取ってもらうという決議も可能)



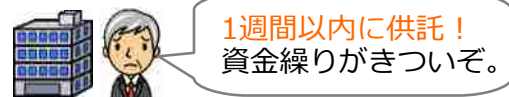
分配可能額（剰余金）がないと・・・
自社株式を買取ることはできません！

○株主に通知 40日以内の通知が必要
期間が過ぎると「譲渡承認と見做される。」
(××さん買い取ってもらう場合は10日)



④ 買取価格決定手続

○会社は買取代金を供託する
1株純資産×売買予定株数を供託



★供託する金額

純資産の部の残高 × $\frac{\text{売買予定株数}}{\text{発行済株式数}}$

○売買価格の協議 20日以内
協議不調→裁判所に価格決定申立
→鑑定費用の負担発生
裁判所への申立なく20日経過
→供託金で売買が成立

